附則第三十一条の三の次に次の一条を加える。

第三十一条の四　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第五十九条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条第二項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（日本年金機構法の一部改正）

第六十条　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

第二十六条第二項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第二十七条第二項第一号中「児童手当法第二十二条第三項」を「子ども・子育て支援法第七十一条第三項」に改める。

第四十八条第一項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附則第十一条中「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加える。

附則第十八条第二項第二号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

附則第十八条第三項中「（平成十六年法律第百六十六号）」の下に「、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。）」を加え、「旧児童手当法」を「平成二十四年改正前児童手当法」に改め、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」の下に「、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法」を加える。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正）

第六十一条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「除く。）」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「同法」を「学校教育法」に改める。

第四条第四項第一号中「（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

（スポーツ基本法の一部改正）

第六十二条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「公立学校」の下に「並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。